

※ 申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載の必要ありません。

第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険加入者)のみ記入

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を逗子市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提供することに同意します。

次のとおり申請を受理し、訪問調査及び意見書作成を依頼してよろしいか。